令和８年（フ）第４３９号
相模原市南区相模台６丁目１番３号　ニューライフ相模台寮
債務者　高瀬　享二
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４４５号
相模原市緑区元橋本町22番10号　フォレスト203
債務者　稲葉　孝文
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第７５号
岐阜県多治見市赤坂町５丁目１番地の100
債務者　今宮　一博
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第６１９号
堺市東区西野288番地56　ヴィクトリアコート北野田201号
債務者　林本裕一郎
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６４１号
大阪府南河内郡河南町大宝２丁目14番18号
債務者　永吉　美加
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６４９号
堺市南区原山台１丁２番１―809号
債務者　川本　敏彦
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６５９号
大阪府松原市河合１丁目12番10号
債務者　森田　賢吾
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６６１号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目23番８号　新栄河原コーポ　２北号室
債務者　細谷　忠司
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６７７号
大阪府羽曳野市西浦１丁目11―１　ハイツみささぎ205号室　西尾さつき方、住民票上の住所大阪府羽曳野市西浦４丁目５番13―102号ニューハイツ茂手木
債務者　義之　健人
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６７８号
大阪府河内長野市大矢船西町２番４―706号
債務者　下村　　綾
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６９３号
堺市西区鳳南町５丁603番地３　フォレストインサイド鳳901号
債務者　島　　建
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７００号
大阪府羽曳野市高鷲５丁目430番地の20、申立時の住所大阪府羽曳野市高鷲２―16―１ドミール高鷲205、住民票上の前住所堺市中区田園1015番地29
債務者　上新　雅月
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７０５号
堺市南区赤坂台３丁９番21―406号
債務者　佐田　英之
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７２２号
堺市堺区宿院町西３丁２番１―607号
債務者　清水　麻希
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７４０号
堺市南区原山台５丁３番１―714号
債務者　坂本　裕美
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７４９号
堺市西区浜寺石津町東１丁１番８号　カルム203号
債務者　鍛治真知子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７５９号
堺市北区新金岡町２丁３番32―1401号
債務者　川原智香子（旧姓谷中）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係